産業建設常任委員会資料
都市安全部　北部整備課

議案第１０３号
土地改良事業の施行について

資料３　ため池について市が費用を負担して工事をする法律上の根拠、過去の経緯、市の事情等

１　法律上の根拠

◎土地改良法第 2 条の 2

この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

1　農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更（当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

（　2～7　略）

◎土地改良法第 96 条の 2

市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　過去の経緯、市の事情等

事業実施にあたっては、極力地元負担を減らすために国庫補助事業として実施するが、その採択基準において、県営で事業を行うには受益面積 5 ヘクタール以上という条件があり、受益面積 5 ヘクタール未満のため池については団体営で実施することになっている。

団体営とは、市町村、土地改良区、農協等の実施する事業であるが、以下の理由から、実質的に市町村が事業主体となっている。

ア　ため池の場合関係権利者が少なく、土地改良区の設立要件の 15 人以上の農業者の発意を得ることが困難。（阪神間 7 市 1 町においては実績がない）

イ　農協等については、阪神間 7 市 1 町においては実績がない。

ウ　平成 25 年に県が実施したため池点検調査において、14 箇所のため池が要改修ため池とされ対応が必要となった。地域の安全確保を図るという喫緊の課題を解決するため、現在、境野地区の榎谷池と井出池について市が事業主体となって取組を進めている。